

平成15年6月12日

長野県知事 田中 康夫 様

長野県治水・利水ダム等検討委員会
委員長 宮地良彦

郷土沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）

当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた郷土沢川について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って郷土沢川部会を設置した。郷土沢川部会は平成14年4月22日から15回の部会審議（うち現地調査3回）と1回の公聴会を経て、「郷土沢川部会報告」（以下、「部会報告」という。）を取り纏め、その結果を平成14年12月25日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに郷土沢川の治水・利水対策について審議・検討を重ねた結果、以下のように答申する。

郷土沢川の治水・利水対策について 総合的判断

郷土沢川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次のとおりである。

1. 郷土沢川の治水対策

委員会は、ダムによらない嵩上げ及び引堤による河川改修が郷土沢川の治水対策として妥当であると判断する。

この治水計画を進めるに当たっては、最下流区域の河川改修を早急かつ優先的に着手すべきである。また洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策が必要であることを付記する。

2. 郷土沢川の利水対策

委員会は、虻川からの取水、既存井戸及び新規井戸の最適な組み合わせにより計画水量を確保することを、郷土沢川利水対策の基本方針とすべきであると判断する。

この利水計画を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応されることを要請する。

- 1) 委員会に示された水道水源確保に係る支援策にしたがって、県は村の利水対策に対する財政的支援を明確にすると同時に、特に新規水源の調査・開発について、村と協議して協力すべきである。
- 2) 虻川からの取水に伴う水利権の申請や現在の水道実施計画の変更について、既得水利権者の了解を得るために県は積極的に助言、協力すべきである。
- 3) 化学肥料の過剰投与が主原因であるといわれる硝酸・亜硝酸性窒素汚染に対して、県は村と協力して地下水の窒素汚染を抑える対策を講ずべきである。そのためには、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設のほか、「汚染物質の除去と放出禁止条例」を制定することを要望する。
- 4) 利水対策は村民にとって将来にわたる課題である。如何なる方法を駆使しても郷土沢川の水を飲みたいという村民の意見を尊重しながら、県、村及び住民の合意の下に利水計画を策定することが望まれる。そのためには、県は「流域協議会」を設置し、住民投票なども考慮に入れて住民の合意を得るよう最大限努力すべきであることを付記する。

総合的判断に至った理由

1. 部会報告の概要

郷土沢川の治水・利水対策についての部会報告は、次の2案の両論併記であった。

1) 多目的ダム建設による治水・利水案

A案 ダム＋河川改修による治水・利水対策（以下A案という。）

ダムによる洪水調節と引堤による治水対策（改修区間1.3km）と、ダム及び既存井戸からの取水により計画取水量を確保する利水対策

2) ダムによらない治水・利水案

B案 嵩上げ及び一部引堤による応急河川改修（改修区間1.5km）の治水対策と南部簡易水道の水量の一部を北部簡易水道に転用し、既存井戸と新たな井戸とあわせて計画取水量を確保する利水対策（以下B案という。）

C案 B案と同じ治水対策と既存井戸と新たな井戸により計画取水量を確保する治水対策（以下C案という。）

2. 委員会における審議の概要

部会報告を受けた委員会の郷土沢川治水・利水対策についての審議の概要は次のとおりである。

1) 郷土沢川の治水対策

郷土沢ダムは、中山間地の局地的な治水・利水対策を目的とする生活貯水池として計画されており、治水対策として必要な河川改修区間は、A案で約1.3km、B、C案では、1.5kmと両者にはそれほど大きな差はない。

A案ではダムの洪水調節による下流地域の治水効果はあるものの、ダム建設に多額な経済的負担を要し、現在の県財政状態に大きな圧迫となる。また風化しやすい地質に起因するダムの堆砂問題あるいはダム建設による自然環境への負荷など大きな懸念がある。

治水対策に限れば、B、C両案の内容はまったく同じで、既存の堤防を生かし、現況河床勾配のまま流下能力を確保するというものである。この案は、堤防に対する水の衝撃力を緩和させていないので、本格的改修A案とは区分して応急的と呼ばれているが、用地費が最小限で済み、1/30の治水安全度を満足し、流下能力の面ではA案に比して遜色はない。また、部会で危険箇所として優先的改修を要望されている区間も、流下能力でみれば満足している。さらに経済的にも安価で県財政に対する圧迫も少なく、ダム建設による自然環境への負荷も軽減できる。

以上を総合して、委員会においては郷土沢川の治水対策としてダムによらない河川改修案を妥当とする意見が大勢を占めた。ただし状況に応じ、洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策が必要である。

2) 郷土沢川の利水対策

郷土沢川部会報告の利水対策は次の3案であった。

A案 計画取水量 1,850m³/日のうち、ダムで 1,000m³/日、既存井戸 4基で 850m³/日を確保する。

B案 計画取水量 1,850m³/日のうち、430m³/日を南部簡易水道の新たな水源である蛇川の水量から転用し、既存井戸 3基と新規井戸 2基で 1,420m³/日を確保する。

C案 計画取水量の全量を既存井戸3基と新規井戸4基で確保する。

A案については、水質に不安のある水源の転化による安全な水道水の供給や渇水時の安定した河川維持流量の確保とかんがい用水への補給が可能であるという利点はあるが、ダム建設に伴う経済的及び自然環境への負荷の問題はこの利点と表裏一体として付きまとう欠点である。

一方B案とC案の相違は、計画取水量の確保の方策として、南部簡易水道水源である虻川の水量を転用する方法と、新規に地下水に水源開発を求める方法のどちらに重点を置くかという点にある。委員会では、この2案は、ダムによらない利水対策の中での現実的な手法の選択肢であるとする意見が強かった。そこで委員会の審議はB、C両案をひとつくりにしたものとする視点に立って審議が進められた。

B、C両案にはそれぞれ次のような利点及び問題点が挙げられる。

B案 北部簡易水道への連結により既存井戸の希釈による水質改善が可能という利点がある一方、虻川の取水は南部簡易水道水源のみの取水について既得水利権者が了解しているが、北部簡易水道への連結については新たに既得水利権者の了解が必要であるという問題がある。

C案 豊富であろうと予想される地下水源の利用の可能性に対して、将来の水源の汚染拡大及び水源枯渇の心配がある。

B、C両案に共通する最大の問題は、現行制度の中で考える限り、ダムを利用する利水計画に比べて、ダムによらない利水計画が村の財政にとって大きな負担となると予想されたことであった。

この点について、新たな水源開発の調査・検討と取水施設の維持管理費並びにそれに対する県の財政的支援の可能性をめぐって多くの意見が交わされた。また、水源転用に伴う水利権の調整問題及び硝酸・亜硝酸性窒素による水源汚染除去対策についても議論が交わされた。

利水問題について出された意見の主なものは次のとおりである。

ダムありダムなしにかかわらず、初期投資に関しては、利水に対する県と村の負担は、合わせて約10～11億円という試算でほとんど同額である。現行制度では、ダムありならばほとんどが県の負担、ダムなしならばほとんど村の負担となっているが、今後の長野県の利水問題を考えると、このような画一的対応は考え直すべきであり、県と村とは痛みを分け合いながら役割分担を話し合うことが必要である。

利水WGから、ダムを造るとしたときの県の負担を上限とする財政支援を考えよとの提言があった。

ダムによらない利水計画について、新規水源調査を含め汚染処理施設及び維持経費について明確な県の財政支援を約束して欲しい。

この地区には大量の水を必要とする南信食肉センター計画があったと聞く。地下水は豊富であると思われる。

ダムなしの場合の利水負担金額は最大限を見積もったものであって、水源調査の結果によっては経費節減の可能性が大きいと考えられる。

湧水時には小浜ダムから竜東一貫水路により放水可能である。

虻川からの取水及び南部簡易水道と北部簡易水道の連結に絡む水利権については村の問題ではあるが、県も明確な情報を提供するなど協力することを望む。

硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設について県は明確な方向性を示すことが必要である。

硝酸・亜硝酸性窒素による水源汚染を除去する対策は全国的に改良が進んでいるのでそれを参考にすべきである。

ダムの有無に係わらず、地下水汚染の原因探求と汚染低減方法を確立すべきである。

県は地下水源調査を積極的に行うべきである。

節水意識の向上が必要である。

節水と地下水の保全と涵養について、条例による義務づけが必要である。たとえば、淀川水系流域委員会における水資源管理協議会、あるいは「汚染物質の除去と排出規制条例」の制定も一案である。

第24回検討委員会において、幹事会から「水道水源確保にかかる県の支援策」が示され、さらに第26回検討委員会では、この方針に基づいた具体的な支援額の試算が示された。

県内全市町村を対象とし、初期投資について、新規水源の調査、水源確保に要する経費及び当該水源から浄水場までの施設の整備費について、特にダム代替の場合には優遇して補助するというこの方針を、委員会は評価を持って受け止めた。郷土沢川の場合、これによりダムを建設する場合よりダムを建設しない場合のほうが利水に関する村の負担は軽減され、特にB案についてはその差が大きいことが明らかになった。

以上を総合して、県による利水対策に関する財政支援、水利権問題についての積極的な助言、地下水汚染対策に関する村との協力を前提として、虻川からの取水と既存ならびに新規井戸開発の適当な組み合わせを郷土沢川の利水対策とする、というのが委員会の意見となった。

以上

長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況

1 第1回委員会（平成13年6月25日）

1) 委員長選出

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出

2) 諮問

9 河川流域を一括諮問

3) 議事内容

幹事から諮問河川の現状説明（流域の地勢、雨量、過去の洪水被害、河川の流下能力、利水の現況等）

委員から河川現況図、森林状況、地質等の資料要求

早急に9河川流域の現地調査を実施

9河川に部会を設置する方針

2 現地調査（7月18日～8月8日）

9河川流域において、委員による流域の調査を実施

現地調査の中で、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることについて、議会からの要請の経過等を説明

3 第2回委員会（8月20日）

1) 議事内容

現地調査結果

委員会のあり方

部会設置

2) 次回委員会での検討事項

9河川流域の論点整理

委員会と部会の役割分担

4 第3回委員会（9月20日）

1) 議事内容

9河川流域の論点整理

今後の委員会運営について

- ・議会の付帯決議等を踏まえ、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることを幹事長から説明

- ・ワーキング・グループの設置

主要な論点である「基本高水」「財政」「森林」「利水」については、委員会にワーキング・グループを置き、各2～4名の委員と県の関係部局とで集中的に検討

- ・部会の設置

特に緊急性の高い浅川部会(石坂部会長以下6名)、砥川部会(宮澤部会長以

下6名)を先行して設置

2) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキング・グループからの報告について
基本高水流量について

5 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月1日)

部会特別委員の選考について、委員長及び部会長からの意見聴取

6 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月9日)

1) 知事から委員長への要請

- ・ 浅川流域を、平成14年3月31日をひとつの目処に、審議いただくよう要請
砥川流域についても、検討委員会の審議を阻害しない範囲で、出来る限り早く審議の結論をいただくよう要請

2) 部会特別委員の選考について

- ・ 公募の人数、参加資格、期間などについて確認
- ・ 公募による住民以外の特別委員は、委員長及び部会長と相談し選考

7 現地調査 (10月9日~11日)

浅川、砥川流域において、委員による調査を実施

8 浅川、砥川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(10月10日~24日)

応募状況 浅川48名 砥川39名

選考結果 浅川10名 砥川11名を選定(11月14日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、
市町村長あて依頼(10月19日)

浅川3名 砥川2名を決定(11月14日)

9 第4回委員会 (11月27日)

1) 報告

知事からの要請について、委員長から報告
部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告
基本高水、財政、森林、利水の各ワーキンググループからの報告

2) 議事内容

基本高水流量についての説明及び質疑

浅川及び砥川以外の河川流域について

- ・ 浅川及び砥川部会の審議を集中的に進め、その他の流域は、引き続き部会設置に向けて検討

3) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキンググループからの報告について

10 第5回委員会 (12月26日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

2) 議事内容

緊急度の高い「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会を平成14年4月を目途に設置することを決定

残りの4河川流域については、部会設置に努力することを確認

11 第6回委員会 (平成14年1月28日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 利水、森林、財政の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会に属する委員と部会長を選出

12 委員長及び部会長からの意見聴取(2月3日)

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

13 黒沢川、郷土沢川、上川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(2月14日~3月6日)

応募状況 黒沢川45名 郷土沢川23名 上川44名

選考結果 黒沢川10名 郷土沢川9名 上川10名を選定(4月11日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(2月14日)

黒沢川5名 郷土沢川1名 上川2名を決定(4月11日)

14 第7回委員会 (2月18日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 基本高水、利水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

部会における課題等について

3部会(郷土沢川・黒沢川・上川)進行状況と残り4河川の部会について

3) 決定事項

4月以降について浅川部会の状況を考慮する

15 委員長から知事への報告(2月26日)

3月末の答申は少しずれ込む旨を報告

16 知事から委員長への要請(3月22日)

2月県議会において、答申期限を設けるよう要請があったことを踏まえ、検討委員会自らの議論の中で答申期限を設定してほしい旨を要請

17 第8回委員会(3月27日)

1) 報告

知事からの答申時期に関する要請について、委員長から報告
基本高水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告
浅川及び砥川部会の経過報告

2) 議事内容

砥川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川の検討については、第9回及びそれ以降とし、答申時期は5月上旬を目処とする
残り7河川の答申時期は平成15年度の予算要求期限である11月頃を一つの目処とし、部会でも議論し確認していく

18 第9回委員会(4月11日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の特別委員選考結果報告
財政、基本高水の各ワーキンググループからの検討状況報告

2) 議事内容

浅川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川両部会からの報告を基にそれぞれダムあり、ダムなしの案の基本高水流量を設定することとし、費用等について財政ワーキンググループで試算し、次回の委員会へ報告する

・ダムあり案(ダム+河川改修)	浅川 450 m ³ /s、	砥川 280 m ³ /s
・ダムなし案(河川改修)	浅川 350 m ³ /s、	砥川 200 m ³ /s

19 第10回委員会(5月2日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川部会の経過報告
浅川及び砥川の治水計画案について

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水計画案について
浅川及び砥川の答申について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

次回委員会で森林及び利水ワーキンググループから3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告を行う
浅川のダムなし案の基本高水流量を330m³/sとする
各委員から浅川及び砥川の論点を提出し、次回委員会で議論する
「角間川」「駒沢川」の各部会を設置する。
「清川」「薄川」については、検討委員会で治水対策案を提示した後、部会を設置するかどうかを考える。
答申の起草委員を決定(宮地委員長、大熊委員、五十嵐委員、藤原委員、浜委員、松島(信)委員)

20 第11回委員会(5月9日)

1) 報告

森林、利水及び基本高水ワーキンググループから、3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告
財政ワーキンググループから、浅川及び砥川のダム+河川改修案、河川改修単独案について財政試算の報告
基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水・利水計画案について、答申に向け議論すべき論点を整理

3) 決定事項

答申に向け、次回「環境」等の論点について議論
基本高水等に関する質問について、次回までに国土交通省の見解を再度きいて報告
県議会の会派構成変更に伴い、次回から県政会県議団の風間辰一県議が新たに委員として就任することを了承

21 第12回委員会(5月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の経過報告
前回出された基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、さらに議論が必要な論点(基本高水・地質・森林・利水・治水)について審議

3) 決定事項

次回、国土交通省河川局長に出席を要請し、国の考え方を確認

次回、答申に向けさらに議論が必要な論点（財政、費用対効果、環境等）について審議した上、答申案の起草

角間川部会、駒沢川部会の部会長を決定

22 第13回委員会（5月23日）

1) 報告

国土交通省から文書にて回答があり、その内容について報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、前回に引続き、議論が不足している論点（基本高水、財政、費用対効果、環境等）について審議

3) 決定事項

答申作成に当たり重視する事項等を各委員が提出し、それらをもとに起草委員が答申案を作成のうえ、次回検討委員会で議論

清川、薄川については、幹事会が総合治水対策案を作成し、検討委員会に提出

23 第14回委員会（6月7日）

1) 議事内容

浅川及び砥川の答申案について議論し、答申を作成

2) 決定事項

浅川及び砥川の総合的な治水・利水対策について、ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案を答申

次回（第15回）の検討委員会を7月25日開催

24 第15回委員会（7月25日）

1) 報告

県から、浅川、砥川に関する治水・利水対策の枠組みについて報告

3部会（黒沢川、郷土沢川、上川）の経過報告

2) 議事内容

検討委員会、部会のあり方について整理

幹事から、清川、薄川の現況等について説明し、今後の検討の仕方を議論

3) 決定事項

清川、薄川については、検討委員会委員による小グループにより検討を進める。

駒沢川部会の部会長について、宮澤委員から藤原委員に変更することに決定

検討委員会及び部会の審議について、9月1日の知事選が終わるまで休止

次回（第16回）の検討委員会を9月17日開催

25 委員長及び部会長からの意見聴取（7月25日）

「角間川」「駒沢川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

26 角間川、駒沢川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募（8月12日～8月30日）

応募状況 角間川22名 駒沢川12名

選考結果 角間川11名 駒沢川10名を選定（10月10日）

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町長あて依頼（8月12日）

角間川部会2名、駒沢川1名を決定（10月10日）

27 第16回委員会（9月17日）

1) 報告

3部会（黒沢川・郷土沢川・上川）からの報告

2小グループ（清川、薄川）からの報告

森林ワーキンググループから、清川、薄川、駒沢川について報告

事務局から角間川部会、駒沢川部会の特別委員の応募状況について報告

2) 議事内容

検討委員会のあり方及び今後のスケジュールについて審議

部会の再開について審議

3) 決定事項

部会の審議再開について決定

28 第17回委員会（11月5日）

1) 報告

10月31日付で浜委員が検討委員を辞任したことについて、事務局から報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

基本高水、利水各ワーキンググループより角間川、駒沢川について報告

森林ワーキンググループより角間川について報告

2) 議事内容

清川について、小グループ及び財政ワーキンググループから報告があり、それに基づき議論。河川改修により治水を行う方針を確認

検討委員会と部会は検討課題をやり取りしながら議論を深めていくことを確認

3) 決定事項

次回は12月6日（金）、次々回は12月25日（水）に開催することを決定

29 第18回委員会(12月6日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

清川、薄川の小グループでの審議状況について報告

財政ワーキンググループ座長より、郷土沢川、上川の財政試算について報告

2) 議事内容

上川部会長から基本高水、住民参加等に関する課題が提起され、質疑と議論

財政ワーキンググループ座長から県の財政状況等に関する問題が提起され、議論

3) 決定事項

県の「財政改革推進プログラム(案)」について、次回、財政改革課に説明を求めることを決定

30 第19回委員会(12月25日)

1) 報告

角間川・駒沢川部会の審議状況について報告

上川部会及び郷土沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

財政ワーキンググループより、黒沢川・薄川の財政試算について報告と議論

薄川小グループの審議経過について、事務局、幹事会より報告と議論

県財政改革課による「財政改革推進プログラム(案)」の説明と質疑

3) 決定事項

上川、郷土沢川については、部会報告をもとに今後検討委員会において審議

薄川の治水対策は、河川改修を基本方針とすることを確認

31 第20回委員会(平成15年1月15日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

利水ワーキンググループから、「利水問題の審議を進めるにあたって」の提言があり議論

脱ダム債、長野モデル創造枠予算について質疑

薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

薄川の公聴会開催のための資料を次回審議

32 第21回委員会(1月23日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

暫定豊水水利権について幹事から説明があり審議

前回に続き、薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

上川については、ダムによらない対策を基本に答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、五十嵐委員、石坂委員、植木委員、高田委員、松島（信）委員）を選任

薄川については、2月22日に公聴会を開催することを確認

33 第22回委員会（2月4日）

1) 報告

幹事より、治水・利水対策推進本部の方針について説明するとともに、長野モデル創造枠の中で、「流域協議会」設置経費を要求中であることを報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

黒沢川部会長より、河川改修及び遊水地による治水と、黒沢川の表流水及び地下水利用等による利水の、「ダムによらない対策案」を部会報告としてまとめる旨の報告

2) 議事内容

郷土沢川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

両論併記により部会報告が提出されている郷土沢川について、今後「ダムなし案」の方向で検討していくことを確認

34 清川流域公聴会（2月8日）

委員会が示したダムによらない治水・利水対策案について、7名が意見を公述。

35 第23回委員会（2月14日）

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

財政ワーキンググループより角間川の財政試算について報告

2) 議事内容

清川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

黒沢川部会の審議結果について報告と質疑

郷土沢川の治水・利水対策について、引続き審議

3) 決定事項

清川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島（信）委員）を選任

郷土沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、植木委員、竹内委員、松岡委員、松島（貞）委員、松島（信）委員）を選任

36 第24回委員会(2月21日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

事務局から、平成15年度当初予算案として県議会2月定例会へ提出した「治水・利水対策推進事業」について報告し、質疑

県の治水・利水治水対策推進本部から、水道水源確保に係る県の支援策について報告

2) 議事内容

上川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

上川の答申(案)が了承され、今後、欠席委員に意見を聞いた上、知事へ答申することを確認

37 薄川流域公聴会(2月22日)

委員会でもとめたダムによらない治水対策案について、14名が意見を公述

38 第25回委員会(3月27日)

1) 報告

上川の答申について報告

財政ワーキンググループより駒沢川の財政試算について報告

角間川部会及び駒沢川部会の審議結果について各部長から報告

2) 議事内容

第24回委員会で資料請求された「河川の流況と利水量」について報告と質疑

薄川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

清川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について検討委員会による現地調査を行うことに決定

薄川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、植木委員、高田委員、松島(信)委員、宮澤委員)を選任

清川の答申(案)が了承され、日程調整の上、知事へ答申することを決定

黒沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、高橋委員、大熊委員、藤原委員、宮澤委員)を選任

39 駒沢川流域現地調査（4月5日）

駒沢川の集水面積確認のため、現地調査を実施

40 第26回委員会（4月24日）

1) 報告

清川の答申について報告

2) 議事内容

幹事より「県の利水支援策の試算について」報告があり質疑

幹事より「河川の流況と利水量」及び「豊水水利権の利用」について説明があり議論

駒沢川の流域面積に関する現地調査結果について報告があり質疑

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県で調査をすることを確認

41 第27回委員会（5月7日）

1) 報告

流域協議会について報告

2) 議事内容

駒沢川の流域面積について議論

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県の見解を次回説明

角間川流域の利水対策について、委員会による現地調査を行うことを決定

42 第28回委員会（5月16日）

1) 報告

浅川、砥川の河川改修計画について報告

2) 議事内容

水道水源確保に係る県の支援について、利水ワーキンググループから提言

薄川と郷土沢川の答申（案）が提出され審議

駒沢川と角間川流域の治水・利水対策について審議

黒沢川の答申について

3) 決定事項

薄川と郷土沢川の答申（案）が了承され、知事へ答申することを決定

長野県治水・利水ダム等検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
宮 地 良 彦	信州大学名誉教授
大 熊 孝	新潟大学工学部教授
五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
石 坂 千 穂	長野県議会議員
植 木 達 人	信州大学農学部助教授
風 間 辰 一	長野県議会議員 (注1)
高 田 直 俊	大阪市立大学工学部教授
高 橋 保	安曇村議会議長
竹 内 久 幸	長野県議会議員
浜 康 幸	長野県議会議員 (注2)
藤 原 信	宇都宮大学名誉教授
松 岡 保 正	長野工業高等専門学校教授
松 島 貞 治	泰阜村長
松 島 信 幸	伊那谷自然友の会常任委員
宮 澤 敏 文	長野県議会議員

委員長 委員長代理

注1 風間委員の任期は平成14年5月14日から

注2 浜委員は平成14年10月31日に辞任